

砂防法第4条第1項の規定による申請に対する処分に係る審査基準

砂防法（明治30年法律第29号。以下「法」という。）第4条第1項の規定による一定行為の制限に係る砂防指定地内における行為の規制に関する条例（平成15年愛知県条例第4号。以下「条例」という。）第4条第1項の許可又は条例第6条第1項の許可の有効期間の更新（以下「許可等」という。）の申請があったときは、知事が当該許可等をするかどうかを判断するに当たりよるべき基準は以下のとおりとする。

1 申請書に関する基準

- (1) 砂防指定地内における行為の規制等に関する規則（平成15年愛知県規則第39号。以下「規則」という。）第2条又は第5条に規定された様式により作成されたものであり、かつ、記載事項に不備がないこと。
- (2) 規則第2条各号又は第5条各号に掲げる必要な書類が添付されていること。
- (3) 規則第17条第1号又は第2号に規定された部数が提出されていること。
- (4) 条例第6条第1項の許可の有効期間の更新の申請にあっては、当該許可の有効期間の満了の日の30日前までに提出されたものであること。

2 添付書類に関する基準（ただし、一律に適用されるものではない。）

- (1) 規則第2条第2号及び第5条第1号の「行為の場所及びその周辺の状況を示す現況平面図（縮尺千分の一以上のもの）に行為に係る計画を記載したもの」には、次の事項も明示すべきものとする。
 - ア 現況平面図の作成の年月日
 - イ 行為の場所の境界線
 - ウ 砂防指定地の境界線
 - エ 縦断面図及び横断面図を作成した箇所を示す記号（規則第2条第4号の「設計書」又は第5条第3号の「知事が必要と認める書面又は図面」として縦断面図及び横断面図を作成した場合に限る。）
- (2) 規則第2条第3号の「行為の場所及びその隣接地の地番を明示した土地整理図の写し」には、次の事項を明示すべきものとする。
 - ア 土地整理図の複写の年月日
 - イ 土地の所在
 - ウ 土地整理図の接合関係を示す記号
 - エ 行為の場所の境界線
 - オ 砂防指定地の境界線
- (3) 規則第2条第4号の「設計書」として必要な書類は、次のとおりとする。

ただし、行為の内容、目的及び規模並びに行為の場所及びその周辺の状況からみて、これらの書類の全部を添付する必要がないと認められ、その書類に明示すべき事項の全部を明示する必要がないと認められるときは、当該書類又は当該書

類に明示すべき事項の一部を省略することができるものとする。

ア 別表に掲げる図面

イ 行為に伴う土砂の貯留施設の容量及びその根拠を明示した書面

ウ 行為に係る排水施設又はその下流にある河川等の流出量及び断面並びにそれらの根拠を明示した書面

エ 行為に伴い増大する雨水流出量を安全に流下させるために必要な雨水の流出調整施設の容量及び放流量並びにそれらの根拠を明示した書面

オ 土砂の貯留施設、雨水の流出調整施設、排水施設その他の防災施設の維持管理の方法を明示した書面

カ 行為の場所に搬入する土砂等又は行為に伴い生ずることとなる土砂等の数量及びそれらの根拠を明示した書面又は図面

キ 行為に係る土砂等の調達又は搬出若しくは処理に関する計画を明示した書面又は図面

ク 行為の場所における植生の復元又は緑化に関する計画を明示した書面又は図面

ケ 行為に係るのり面又は土留施設その他地盤の安定に影響を及ぼすおそれのある工作物の安定及び安全に関する計画を明示した書面

コ 行為の施行の方法を明示した書面

サ 行為の工程を明示した書面

(4) 規則第2条第5号及び第5条第2号の「利害関係者の承諾書」を添付させる趣旨は、行為の場所で当該行為を行うことについて申請者が権原の取得をする見込みのない許可処分が行われることを避けるという観点からであり、その利害関係者の範囲は、次のとおりとする。

ア 行為の場所の土地について所有権、永小作権、地上権、地役権、貸借権等を有する者（担保物権を有する者を含まない。）

イ 行為の場所の土地に存する物件について所有権、貸借権等を有する者（担保物権を有する者を含まない。）

ウ 行為に係る排水施設等により排水を導く河川等の管理者及び他の排水施設等の所有者又は管理者

エ 行為の場所に存する公共用財産の管理者としての地方公共団体等

(5) 規則第2条第5号及び第5条第2号の「理由書」を添付させる趣旨は、「利害関係者の承諾書」と同じ観点からであり、その理由は、行為の場所で当該行為を行うことについて申請者が権原の取得をする見込みが十分であることを証するものであることを必要とする。

(6) 規則第2条第6号の「知事が必要と認める書面及び図面」は、次のとおりとする。

ア 行為の場所、砂防指定地内における行為の場所及び条例第4条第1項第1号に掲げる行為の場所に係る面積の算出の方法を明示した書面又は図面

イ 行為の場所の土地の所在及び地番、土地の所有者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名。以下イにおいて同じ。）及び住所、土地又はその

土地に存する物件に関して権利を有する関係者の氏名及び住所並びに当該権利の種類及び内容を明示した書面

ウ 行為の場所及びその周辺の状況並びに当該行為に係る排水施設等により河川等又は他の排水施設等に排水を導く箇所及びその下流にある河川等の状況を明示した写真

エ 行為の場所及びその周辺の状況を示す現況平面図（縮尺は規則第2条第2号に掲げる書類と同じ。）にウの写真の撮影の箇所及び方向を明示したもの

オ その他参考となる事項を明示した書面及び図面

3 行為の内容に関する基準

(1) 条例第4条第1項に掲げる行為の内容が、次に掲げる状態を生じさせ、治水上砂防に悪影響を及ぼすものではないこと。

なお、その行為の性格からみて治水上砂防に悪影響を及ぼすおそれのある行為については、別添の砂防指定地内行為技術基準に適合するものであること。

ア 砂防設備の設置又は維持管理に支障を生じさせること。

イ 土砂の生産・流出を発生させ、又は増幅させること。

ウ 立竹木の有する土砂崩壊防止等の機能を減少させること。

(2) 砂防設備の公用廃止を伴う内容の行為にあっては、当該行為を行うにつきやむを得ないと認められる相当の理由があり、かつ、必要に応じ当該行為により阻害された治水上砂防の機能を回復させるための代替施設の設置がされるものであること。

4 申請者に関する基準

(1) 条例第4条第1項第1号に掲げる行為にあっては、工作物その他の物件又は施設の設置をし、若しくは維持管理を行い、又は砂防設備の原状回復をする能力及び信用を有する者であること。

(2) 法第30条又は条例第8条第1項に基づき必要な措置を命ぜられた者の申請にあっては、その措置の履行を完了していること。

注意

「治水上砂防」とは、おおむね次のような内容をいう。

土砂の生産は、山地の斜面が降雨等による表面浸食等によって削り取られ、また、溪床や溪岸が流水により縦横浸食を起こすことによって絶えず行われており、これにより生産された土砂も不断に下流の河川へと流送され、あるいは台風や梅雨等による異常降雨時には土石流等となって莫大な量の土砂を流出させる。これら土砂の生産及び流出は、河状を常に変化させ、また、河床上昇等の現象を生じさせ、水害の主要な原因を形成するとともに、土石流等による生命、身体、財産等への被害を引き起こす土砂災害を生ぜしめる。

このような土砂の生産を抑制し、流出土砂を扞止調節することによって災害を防止することが「治水上砂防」とされている。